

令和 7 年度

一関地区合同庁舎照明設備 L E D 化事業実施業務

プロポーザル実施要領

令和 7 年 4 月

岩手県

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県が実施する「令和7年度一関地区合同庁舎照明設備LED化事業実施業務」（以下「本業務」という。）に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 契約の種類

一関地区合同庁舎（岩手県一関市竹山町7-5）への照明設備導入計画の策定、交換工事、保守・維持管理に関する事業者からの提案を受け、岩手県にとって最も優れていると考えられる提案を選定するため、本募集を実施するものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った参加者（以下「優先交渉権者」という。）は、県と契約締結に向け協議を行い、合意に至った場合、リース契約を締結し、本業務を実施する。

2 本業務の概要

（1）業務名

令和7年度一関地区合同庁舎照明設備LED化業務

（2）契約方式及び年数

ア 契約方式

付帯サービス付きリース契約（以下「リース契約」という。）

イ 契約年数

10年

契約期間終了後、岩手県に無償譲渡されるものとする。

次年度以降において、県の歳出予算における当該契約に係る予算額の減額又は削除があった場合、県は当該契約を変更又は解除することがある。

（3）事業内容

資料2「業務仕様書」のとおり

（4）事業限度額

総額 22,440,000 円（消費税及び地方消費税を含む）（10年間のリース料金）

3 業務提案を求める内容

資料3「業務提案書作成要領」のとおり。

4 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げるプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、共同提案者全体で要件を満たすこと。また、代表者を定めた上で参加するものとし、岩手県との契約の当事者は当該代表者とする。

〔参加資格〕

- (1) 参加者は、参加表明書及び資格確認書類により、本要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (2) 参加者は、本業務全体を円滑に行うため迅速に対応できる者であること。
- (3) 参加者（共同提案の場合、全ての提案者）は、岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点等を有し、岩手県の物品購入等競争入札参加資格者名簿または県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 事業役割を担う者は、過去 10 年以内（平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に地方公共団体とリース契約実績を複数有していること。
- (5) 調査設計役割を担う者は、過去 10 年以内（平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に、国または地方公共団体が所有する施設において、調査設計業務の契約実績を有することとし、証明する契約書等を提出すること。
- (6) 施工役割を担う者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく電気工事に係る監理技術者が所属する者であり、岩手県内に本店を構えていること。
- (7) 施工役割を担う者は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（参加表明書提出日において審査基準日から 1 年 7 か月以内かつ有効なもの）の総合評定値の通知を受けている者であること。
- (8) 施工役割の下請業者又は協力事業者の選定に当たっては、可能な限り L E D 照明更新工事の実績のある県内事業者へ発注し、県内への経済波及効果に資するように配慮すること。
- (9) 維持管理役割を担う構成員は、岩手県内に本店又は支店があり、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に規定する法人を含む。）又は岩手県内の地方公共団体が発注した類似の賃貸借事業の中で、維持管理業務に類する業務実施経験を有していること。
- (10) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (12) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (13) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (14) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (15) 参加資格確認申請書類の提出の日から優先交渉権者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限の措

置を受けていない者であること。

- (16) (15)に規定する期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (17) (15)に規定する期間に、建設業法第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止処分を受けていない者であること。
- (18) 単独提案した参加者は、他の共同提案の構成員となることはできないこと。

〔参加者の役割〕

- (1) 参加者は、次の役割をすべて担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担する。
- ア 事業役割
県とのリース契約締結等の諸手続きを行い（県との対応窓口）、事業遂行のすべての責を負う。
 - イ 調査設計役割
現地調査・設計・計画に関する業務を担う。
 - ウ 施工役割
施工・施工管理に関する業務を担う。
 - エ 機器調達役割
LED照明器具及び必要部材の調達に関する業務を担う。
 - オ 維持管理役割
リース契約開始後の維持管理に関する対応窓口等に関する業務を担う。
- (2) アからオの役割を担う企業が異なる場合には、適正な契約を締結し県に報告すること。
- (3) 事業役割が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書（任意様式）を別途県に提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が、県に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。また、事業役割の構成企業のうち1者を代表者として県との対応窓口とし、契約等諸手続きを行うものとする。

5 担当部署

岩手県環境生活部環境生活企画室

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

【担当】グリーン社会推進担当

電話：019-629-5272 FAX：019-629-5334

電子メールアドレス：AC0001@pref.iwate.jp

6 プロポーザル参加に係る手続きに関する事項

(1) 関係書類（様式）の入手方法

以下において配付する。

- ア 岩手県公式ホームページ「入札・コンペ・公募情報」

(<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

イ 「5 担当部署」の場所

(2) 本業務及びプロポーザルに関する質問の受付・回答

本業務及びプロポーザルに関する質問については、次により受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和7年5月12日(月) 午後5時まで[必着]

イ 提出先 「5 担当部署」に同じ。

ウ 提出方法 様式第2号「質問書」に内容を簡潔に記入のうえ、原則電子メール又はFAXにより提出するものとする。

エ 回答方法 受け付けた質問については、令和7年5月19日(月)までに、電子メールにて質問者あて回答するとともに、岩手県公式ホームページに掲載する。

(3) 参加申込書類の提出

参加者は、下記提出期限までに必要書類を揃えて「5 担当部署」に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期限 令和7年5月20日(火) 午後5時まで[必着]

イ 提出方法 持参又は郵送により提出すること

ウ 提出書類

(ア) 参加表明書【様式第3号】

グループで参加の場合は、代表者名で作成すること。

(イ) グループ構成表【様式第4号】

参加者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

(ウ) 会社概要【様式第5号】

所在地、直近決算の状況、職員数、営業年数、その他について記載すること。

※各社が印刷している「パンフレット」等があれば適宜添付のこと。

(エ) 商業登記簿謄本(受付日前3カ月以内に発行されたもの、写し可)

(オ) 納税証明書(写し可)

最新決算報告をした事業年度の確定申告分の法人税、法人事業所税の納税証明書を各1通、複数の事業所がある場合は、本社所在地の官公庁が発行する納税証明書を提出すること。

(カ) 財務諸表(写し可)

最新決算報告をした事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書など財務諸表を綴じたもの。

(キ) 同種事業等の実績【様式第6号の1～3】

国又は地方公共団体など公共施設LED化事業の実績

(ク) 経営事項審査結果通知書

施工役割を担う者は、「経営事項審査結果通知書(参加表明書提出日において審査基準日から1年7か月以内かつ有効なもの)」の写しを提出すること。

(ケ) 調査業務契約実績を証明する書面

調査設計役割を担う者が、過去 10 年以内（平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に実施した、国または地方公共団体が所有する施設において調査業務の契約実績を証明する契約書等の写しを提出すること。

※ 参加者は、提出書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け A 4 縦ファイルに綴じたものを 3 部提出（正本 1 部、副本 2 部）すること。なお、代表者又はグループ構成員の代表者が支店・営業所等の代表者（〇〇支店長等）となる場合は、委任状を添付すること。

エ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和 7 年 5 月 26 日（月）までに文書により通知する。

オ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができないものとする。
- ・ 参加申込書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者の提案を無効とすることがある。
- ・ 参加者は、下記「7 優先交渉権者の選定方法等に関する事項」に定めるプロポーザルの実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

（４）参加資格が認められなかった者に対する説明

確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県に対して、文書（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和 7 年 5 月 28 日（水） 午後 5 時まで[必着]

イ 提出先及び提出方法

「5 担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。

ウ 回答

岩手県は、説明を求められたときは、令和 7 年 6 月 2 日（月）までに、説明を求めた者に対して、文書によりその理由を回答する。

（５）業務提案書等の提出

参加者は、資料 3「業務提案書作成要領」に掲げる内容が盛り込まれた業務提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出期限

令和 7 年 6 月 3 日（火） 午後 5 時まで[必着]

イ 提出書類

資料 3「業務提案書作成要領」に掲げる書類

ウ 提出先及び提出方法

- ・ 「5 担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。
- ・ 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に直接提出するこ

と。

- ・ 郵送の場合は、封筒の表に「プロポーザル提案書 在中」の旨を朱書きし、アの日時まで
必着のこと。

エ 留意事項

- ・ 参加者 1 者につき 1 提案とする。
- ・ 業務提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

(6) 業務提案の無効

参加申込書類の確認の結果、参加資格が認められなかった者の業務提案又は次のいずれかに該当する業務提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他企画競争に関する条件に違反した提案

オ 「2. 本業務の概要(4)」に記載する事業限度額以上の見積額が提案された場合。

(7) プロポーザルへの不参加

ア 参加申込書類の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、「7 優先交渉権者の選定方法等に関する事項」に定めるプロポーザルに参加しない場合は、プロポーザル実施日の前日までに、「様式第 7 号提案辞退届」を、上記「5 担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。

イ アによりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降、岩手県が実施する他の企画競争等について不利益な取扱いを受けることはない。

7 優先交渉権者の選定方法等に関する事項

(1) 優先交渉権者の選定方法

参加者の業務提案の審査は、「資料 4 プロポーザル審査要領」に基づき、選定委員会において行うものとする。

(2) 選定委員会（ヒアリング）の開催

ヒアリングの開催日、場所、開催方法は、社会状況に応じて変更する可能性がある。

ア 開催日

令和 7 年 6 月中旬～下旬予定

イ 場 所

盛岡市内。開催時間等の詳細については、参加者宛て別途連絡する。

ウ 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から提出された業務提案書等に基づいて実施する。なお、ヒアリングの実施に当たっては、業務提案書以外の追加資料等を配信することは認めない。
- ・ ヒアリングの順番は、上記「6(3)参加申込書類の提出」に掲げる書類の提出があった順と

する。

- ・ ヒアリングの時間は、1 者当たり 30 分（説明 20 分、質疑応答 10 分）程度とする。

(3) 優先交渉権者の決定

資料 4「プロポーザル審査要領」のとおり。

8 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

岩手県会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）に基づき判断する。

(3) 契約の手順

県と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合にリース契約締結の手続きを行う。

優先交渉権者と詳細協議の結果、双方が合意しない場合など、契約の締結が不可能となった場合は、次点交渉権者と詳細協議を行う。

(4) 契約内容及び仕様書

契約内容及び仕様については、交渉権者と岩手県が協議のうえ決定する。

(5) 契約結果の公表

岩手県は、本契約について、契約締結の日から概ね 15 日以内に、関係事項を岩手県ホームページ上で公表する。

9 公正なプロポーザルの実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に業務提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、優先交渉権者の選定前に、他の参加者に対して業務提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 配布資料等

県が参加者に提供する資料は次のとおりとする（無償）。

(1) 提供資料

一関地区合同庁舎の照明設備平面図

(2) 提供先及び提出方法

令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 5 時までに、資料提供申請書【様式第 1 号】に必要事項を記載し、

「5 担当部署」まで電子メールにより提出すること。

提出された申請書を受けて、電子メールにて参加者あて資料を送付する。

(3) 備考

当該提供資料と資料2-2「一関地区合同庁舎対象設備一覧表」の内容が異なる場合は、資料2-2「一関地区合同庁舎対象設備一覧表」に記載されている内容を優先すること。

11 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が岩手県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。

イ 提出書類は返却しないものとする。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2) プロポーザル参加に要する経費について

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) スケジュール（予定）

項 目	日 程
プロポーザル実施要領等の公表	令和7年4月25日（金）
資料提供申請書提出期限	令和7年5月7日（水）午後5時
質問票の提出期限	令和7年5月12日（月）午後5時
質問に対する回答期限	令和7年5月19日（月）
参加表明書等提出期限	令和7年5月20日（火）
参加資格確認結果通知期限	令和7年5月26日（月）
業務提案書等提出期限	令和7年6月3日（火）午後5時
選定委員会（ヒアリング）、優先交渉権者の選定	令和7年6月中旬から下旬
選定結果の通知	令和7年6月下旬から7月上旬
詳細協議・契約締結	令和7年7月中旬
照明器具LED化工事	令和7年7月から8月
本設備のリース開始・維持管理等	令和7年9月1日（月）

※上記スケジュールは変更となる場合があるので留意すること。

(4) その他

ア プロポーザル参加申込書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

ウ 本プロポーザルへの参加者は、契約候補者の選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

エ 本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的として実施するものであり、提案内容を契約内容として確約するものではない。

オ ヒアリングにおいて、提案価格内で実施すると回答した内容については、誠実に実施すること。